

匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会会議録

日 時 令和元年12月3日（火曜日）午後2時04分開議

場 所 第1委員会室

会議に付した事件

- (1) 今後の進め方について
- (2) 記録提出請求申し出について
- (3) 証人の出頭請求申し出について

出席委員等（8名）

委員長	浅野勝義君	副委員長	林明敏君
委員	宮内康幸君	〃	都祭広一君
〃	行木光一君	〃	佐藤悟君
〃	田村明美君	議長	石田勝一君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者

事務局長	水口孝	次	長山崎利男
主査	川島誠二		

開議の宣告（午後 2時04分）

○浅野勝義委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから始めます。

ただいまの出席委員数は7名であります。全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会を開きます。

各位の御協力をよろしく申し上げます。

本日の議題につきましては、今後の進め方について及びその他であります。

初めに私から一言、皆様に申し上げます。

本委員会は、去る令和元年9月26日、匝瑳市議会令和元年9月定例会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認を調査事項として、地方自治法第100条第1項に基づく調査権限を受任しております。

調査事項とされております栗田議員の発言は、令和元年9月定例会に提出された陳情第1号、県における公共施設、これは家畜保健衛生所を指します、を匝瑳市に建設することを求める意見書採択に関する陳情書に関連してなされたものです。

したがって、発言の事実確認に当たっては、まず、千葉県の家畜保健衛生所の建設計画の内容を明らかにする必要があると考えられるところです。

さらに市議会は、千葉県に対して栗田議員の発言内容の真偽について照会をし、その回答を得ておりますことから、この回答につきましても本委員会において調査し、事実確認のための資料とする必要があるかと考えております。

今後、本委員会の運営につきましては、委員の皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。



○浅野勝義委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、今後の委員会の進め方についてでございますが、ただいまからお時間をいただきまして、各委員の共通認識を図る意味で、地方自治法第100条に基づく調査権について、事務局から説明いたさせ、説明終了後に具体的な協議に入っていきたいと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、事務局に説明を求めます。

山崎次長。

（「座っていいよ」と呼ぶ者あり）

○山崎利男次長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、事務局から地方自治法第100条に基づく調査権につきまして、資料に基づきまして説明をさせていただきます。右上に資料1とございます資料に基づき説明させていただきます。

この資料1でございますが、100条調査権事前説明資料でございます。こちらについては実際の調査に当たって規定されている事項を示した資料でございます。

まず初めに、所管事務調査と100条調査の違いでございます。100条調査と常任委員会所管事務調査の範囲といたしましては、「普通地方公共団体の事務」ということで同じでございますが、所管事務調査は第三者には及びませんが、100条調査は第三者にも及ぶという点が違うということでございます。

それから、所管事務調査には、証人喚問、証言、記録の提出等の強制力はありませんが、100条調査にはそれらの罰則規定がついているという違いがあるというところでございます。

続きまして、調査権の行使と会議の運営でございます。こちらについては、議会が持っている調査権、この100条の調査権でございますが、これを行行使するに当たっては、議会は調査権を発動することを議決し、一般的には調査特別委員会を設置して、調査権の行使を委任することになるということでございます。これは、本委員会が調査を委任されている委員会ということでございます。

次に、検査権の併決という項目でございます。こちらは、地方自治法第98条に、議会の監視権限の1つとして検査権を規定してございます。こちらについては書面上の検査を行う権限でございます。100条調査の調査権に比べると権限が弱いという面はございます。こちらについては、今回本委員会は委任を受けておりません。

それから、委員会の運営方針の検討でございます。委員会を今後スムーズに運営するため、今後の方針を最初に検討し、決定しておく必要があるというところでございます。

次に、記録の提出でございます。

(1)で、記録について規定しているところでございます。

それから(2)では、記録の提出を求めるときは、選挙人その他の関係人、調査事件といったものを議決して、議長に記録提出要求書を提出するものでございます。あらかじめ委員会での議決が必要であるという規定でございます。

それを受けまして(3)でございますけれども、議長が記録所有者に対し、記録提出要求書を送付するという流れになります。

それから、(5)としまして、記録所有者は期限までに記録を議長に提出する義務があり、さらに提出の喚起にも応じないときには、告発の対象にもなるという規定でございます。

次に、証人出頭請求及び尋問でございますが、(1)で選挙人及び関係人というのはどういうものかということに記載しておるところでございます。

それから(2)の証人の出頭請求でございます。委員会として決定したときは、委員長名をもって議長に請求をし、議長が議長名をもって当人に対し郵送または直接伝えるというところがございます。

この証人の出頭請求に対し、これを拒否することはできないとされております。請求の際には、どういうことを尋問するかという内容、それから、正当な理由がなくて出頭しないとき、記録の提出をしないときなどは処罰されることも書面に記載しておくということになります。

(3)では、この出頭請求はあくまで到達主義であるということでございます。

また、(4)で証人の所在が不明なときは、公示送達によることもできるとなっております。

(5)でございますが、こちらは出頭を求められた場合には、法律上の強制力の伴う出頭義務を負うということになりますので、必ず出頭しなければならないということで、民事訴訟法の規定を準用するというところがございます。

それから(6)でございますが、証人出頭に基づく調査でございます。調査の流れをお示ししてございますが、①については、証人が出席した後、尋問に入るまでの順序でございます。

それから、②で証人の宣誓免除、そして、③では証人宣誓の拒絶について記載しておるところでございます。

それから(7)証人の尋問でございますが、冒頭に人定尋問、証人に対しての氏名、住所、職業、生年月日等を尋ねることになります。

証人は、自己の体験、経験によって知り得た過去の事実について陳述することとなりまして、この発言が証言ということになっております。したがって、発言に主観、意見は入り得ないこと、入ってはならないものであるということになっております。100条調査の目的は、事実の有無、真相の究明であり、事実関係を確定するのが調査の狙いであるということになっております。

(8)には証人尋問に関する委員会の進行でございます。

尋問にあたりましては、③にありますとおり、委員長が証人に対し、宣誓拒否、証言拒否ができる旨を、あるいは罰則がある旨を述べます。

それから、⑥にあります。委員長が委員会で決定した共通事項を尋問した後、委員が共通事項以外を尋問するという流れになっております。

(9)では尋問に当たっての留意する点ということで、例示がされております。

1つ目として、委員長が共通事項として尋問したことは尋問しない。2つ目として、委員の尋問順序を決めておく。3つ目として、委員間の不公平をなくするために1人当たり尋問時間を決定しておく。4つ目として、委員は証言を求める事項の範囲を超えてはならないとあり、出頭請求に記載してある範囲を超えて尋問することはできません。

それから、⑤にあります。100条調査の場合は、とにかく証人に対して威圧的になりがちであること。委員会は実態を解明することを目的とするので、検察庁や警察署の被疑者に対する捜査のようであってはならないということをおっしゃいます。

それから、⑥では、尋問を聞いて他の委員が関連尋問を要求することがありますけれども、これは、原則として認めないということをごさいます。

それから(10)でごさいます。尋問における民事訴訟法の準用でごさいます。これを準用いたしまして、質問を制限できる事項を列挙しているところでごさいます。証人を侮辱したり困惑させるような質問、あるいは誘導質問や、既にした質問と重複するような質問、争点と関係ない質問、意見の陳述を求める質問、それから、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問などは、制限することができるということをごさいます。

それから、証人に対する注意事項としまして(11)で証人は記憶をもとに証言するのであるから、メモ等の持参は認められないのが原則となっております。それから③でごさいます。証人は、委員に反論することや質問をすることは認められませんが、尋問内容が不明瞭であり、それを明確にするための発言は当然に認められるということをごさいます。

それから、④では、複数人の証言が食い違う場合には、複数の証人を同席させて尋問することができるかとされております。

次に、公務員の証言でごさいます。公務員を証人として喚問することはできるとされておりますが、次のような制約があるとされております。

(1)でごさいます。職務上の秘密に属するものであると申立てを受けたときは、当該官公署の承認がなければ証言、記録の提出を請求できないということをごさいます。

また、(2)では、当該官公署が拒否をするときは、その理由を説明しなければならない。

理由を示さなければならないということでございます。

なお、申し訳ありません。「疏明」の「明」が「名」になっておりますが、正しくは（３）と同じ「明」になりますので、修正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

続きまして（３）といたしまして、議会は疏明に理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言または記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができるとなっております。

それを受けまして、（４）として、当該官公署が二十日以内に声明をしないときは、証言または記録の提出をしなければならないこととなっております。

（５）として、二十日以内に声明をするときは、官公署の長が文書で議長に対し声明書を提出することを指しているということでございます。

（６）に示されておりますが、声明書を議長に提出したときは、議会がその内容に不満足であっても、これ以上対抗する手段を持たないとされているところでございます。

それから（７）でございますが、100条調査権と公務員の守秘義務との関係については、「当該証言等が公の利益を害するかどうかによって判断されることとなるものである」という行政実例が出されているということでもあります。

また、国会における見解も記載をしているところでございます。

それから、告発でございます。

（１）の告発の手続きでございますが、地方議会の100条調査で告発の対象にできるものを示しております。

ア、イ、ウ、エと４つありますが、正当な理由なく出頭しないとき、正当な理由なく記録を提出しないとき、正当な理由なく証言を拒否したとき、宣誓した証人が虚偽の証言をしたとき、となっております。

これにつきましては、いつ告発してもよいというような行政実例が出されております。

それから、④と⑤ですが、委員会、本会議における告発は、委員会だけの議決では告発できません。あくまで議会として、本会議における過半数の議決で告発をする意思決定がなされるということでございます。

それから、⑧でございますが、議会が告発を可決した場合、議長は速やかに告発する義務を負うということでございます。

それから、（２）出頭拒否の項目でございますが、出頭拒否した場合の告発をするケースとしては２つございます。証人から不出頭の通知がなく出頭しない場合、それから、不出頭

の通知があったが正当な理由がないと認めた場合は、告発をするというところでございます。これにつきましても、あくまでも本会議の議決で決まるということでございます。

③では、出頭しない正当な理由として、病気、長期旅行、公務、交通事故、家族の慶弔等が考えられると例が示されているところです。

⑤では、公務の内容と100条調査による公務の停滞とを客観的に比較し、前者の利益が後者を上回るときに正当な理由ありとされ、その判断は、委員会が議決で行うとされております。

それから（3）証言拒否でございますが、証人が証言拒否をできますのは、証人または証人の配偶者等に刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある場合やこれらの者の名誉を害する場合、それから、公務員の職務上の秘密について尋問を受けた場合などということで、拒否できるとされているところでございます。

ただし、正当な理由がある場合、拒否できるわけでございますが、委員会は理由がないとして尋問することはできるわけでございます。この場合、証人が正当な理由があるとして証言を拒否した場合は告発の対象になるということでございます。

それから（4）虚偽の証言でございますが、虚偽の証言といいますのは、証人が経験した事実と異なることを故意に証言することをいうものでございまして、記憶が事実と異なっている場合は、その記憶を指すものですので、証言が事実と異なっても虚偽の証言にはならないということでございます。

それから、（5）記録提出拒否でございます。記録の提出拒否についても告発の対象となっております。こちらについても、正当な理由がない場合は告発の対象ということになっております。

それから、最後に、調査報告書の提出ということで、この委員会としましては、調査の経過と結果をまとめ、委員会で議決をし、その後、本会議で委員長が報告をし、調査終了の議決を行うというのが流れとなっておりますところでございます。

なお、資料2に参考としまして、法第100条を抜粋したものを添付いたしましたので、後ほど御参照ください。

説明は、以上でございます。

○浅野勝義委員長 ただいま、事務局より地方自治法第100条に基づく調査権について説明があったわけですが、本件につきまして御質問等がございましたら、挙手によりこれを許します。

御質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 ないようでありますので、次に本委員会の運営について御協議をいただきたいと思ひます。

私より説明申し上げます。資料3をごらんいただきたいと思ひます。

匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会の運営について、これはあくまで案でございます。

1 調査事項

(1) 9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認。

2 調査権限

地方自治法第100条第1項の権限。

3 調査期限

1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、20万円以内とする。

5 委員会の開催場所等

(1) 原則として、委員会室において開催する。

(2) 証人等の控室は、証人同士が同席しないことを基本に調整する。

6 委員会の基本的な運営方針

(1) 会議は原則として公開とし、あらかじめ開催日を公表する。(ホームページへの掲載及び記者クラブへのプレスリリースを行う。)

(2) 委員会の運営に当たり、委員の意見調整を行うため、協議会を設ける。協議会は委員をもって構成し、協議会の進行は委員長が行う。なお、協議会は非公開とする。

(3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

(4) 一般傍聴への対応

ア 委員会条例第18条に準じ、原則として現在の運用を適用する。

この内容としましては、匝瑳市議会委員会条例第18条に記載されています。

委員会は、公開を原則とし、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。これ逆説にしますと、委員長の許可のない者は傍聴できないということでございます。

ただし、この後の協議会でも諮りますが、これは委員会で諮って委員長がそのような形で

とり行うということになります。

イ 委員会に配布された資料は傍聴者に配布しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

ウ 参考人または証人により傍聴拒否等の申し出がある場合は、委員会に諮って決定する。

7 傍聴人による撮影及び録音・録画

(1) 傍聴人による撮影及び録音はこれを認めない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 報道関係者の写真撮影等は、証人の入室前までは許可する。

(3) 写真撮影等に関し、証人から申し出がある場合には、委員会においてその都度協議する。

8 記録の提出

(1) 記録の提出は、委員会で協議し決定する。

(2) 記録提出請求書の送付方法は、配達証明郵便とする。また、少なくとも提出期限の1週間前までには通知する。なお、手交する場合は受領書を取る。

(3) 記録の提出については、特に必要がある場合を除き、その写しの提出を求めるとし、提出された写しについては返却をしない。

9 証人の出頭

(1) 証人の出頭は、委員会で協議し決定する。

(2) 証人出頭請求書の送付方法は、配達証明郵便とする。また、少なくとも証人喚問の日の1週間前までには通知する。なお、手交する場合は受領書を取る。

10 証人の尋問

(1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、これを阻害するような言動は厳に慎むものとする。

(2) 証人の宣誓の際は、室内にいる者全員（事務局・傍聴者を含む）が起立する。

(3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名・捺印する。

(4) 尋問の時間は、証人1人あたり概ね1時間程度を目安とする。ただし、必要と認めた場合は委員会の議決により延長できるものとする。

(5) 尋問は通告制とする。尋問にあたっては、最初に委員長が人定尋問を行い、次に、

通告内容から委員長から共通事項尋問を行う。その後、共通事項尋問を補足する尋問があれば、各委員が委員長の許可を経て補足尋問を行う。会議の状況により通告者以外が質問することもできる。

- (6) 発言時間・順序については、委員長の議事整理権に委ねる。
- (7) 尋問の方法は一問一答方式とする。
- (8) 証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、委員会の議決により認めた場合はこの限りではない。なお、メモをとる場合は委員長の許可を必要とする。
- (9) 証人は、補助者に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。
- (10) 補助者は証人でないので証人に代わって発言することはできない。
- (11) 補助者は筆記用具を使用することができる。
- (12) 委員は、補助者に対し質疑することはできない。
- (13) 委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する。

11 参考人の招致

- (1) 委員会においては、必要に応じて参考人制度を活用する。

12 会議録の調製

- (1) 会議録は全文記録とする。
- (2) 会議録は原則として公開する。ただし会議を非公開とした場合は公開しない。

13 その他

委員会運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会において協議する。席次はこのような形、図のような形。

ただいまの件について、委員の皆様の御意見、御質問等がございますか。

(「この委員会はえらい厳しいだな。おっかなくなっちゃうね、こんな見てたら。」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 ないようですので、ここでお諮りします。

本件については、お手元の案のとおりすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、一旦休憩とし、委員会の運営について、引き続き各位の意見をいただきたく、ただいま御承認いただいた、資料3の6の(2)に記載のある協議会を休憩中に開催したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 なお、この協議会は秘密会ですので。具体的に申し上げます。ですから、これには傍聴、その他はありません。

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

暫時休憩します。

午後 2時34分 休 憩

午後 3時15分 再 開

○浅野勝義委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○浅野勝義委員長 ここでお諮りします。休憩中に御協議いただきました、1、市長及び千葉県知事に対する地方自治法第100条第1項に基づく記録提出請求申し出について、2、証人の出頭請求申し出について、以上、2件を本日の議題に加えたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○浅野勝義委員長 初めに、市長及び千葉県知事に対する記録の提出に対する地方自治法第100条第1項に基づく記録提出請求申し出について、を議題とします。

地方自治法第100条の規定による調査を委託された委員会が同条に基づいて記録の提出を求めようとするときは、会議規則第104条によりその事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に申し出る必要があるとされております。

そこで、本委員会として、調査を行うために特に必要があるものとして、市長に対し、栗田議員の発言に係る家畜保健衛生所の建設計画の内容を明らかにすることを目的とする記録として、1、本年4月に市長が県から家畜保健衛生所の建設計画に関して説明を受けた際に、

県から示された資料その他この計画について市長が保管する全資料の提出を、また、千葉県知事に対し、栗田議員の発言の真偽を確認することを目的とする記録として、2、令和元年6月に実施されたとされる地元説明会を初め、本件に関する全資料の提出を、それぞれ、議長に作成していただく記録提出請求書が届いてから2週間以内を期限とし、地方自治法第100条第1項に基づいて求めることとしたいと思います。

各位の御意見を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 ないようですので、採決に移ります。

先ほど申しあげました2件の記録提出請求申し出について、一括で採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。

それでは、2件の記録提出請求申し出について、賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○浅野勝義委員長 挙手全員、賛成全員であります。よって、そのように決しました。



○浅野勝義委員長 次に、証人の出頭請求申し出について、を議題とします。

栗田議員の発言の事実確認に当たっては、何よりも栗田議員の発言内容の趣旨及びこれに含まれる事実について、栗田議員がどのように知るに至ったか等を明らかにする必要があるかと考えられるところです。

そこで、本委員会としては、まず、栗田議員に証人として本委員会に出席していただき、証言していただくことが特に必要であると考えているところであります。

そのために地方自治法第100条第1項に基づいて、栗田議員の発言の真偽について調査するため、令和元年12月16日、月曜日、午後2時00分に栗田剛一氏を本委員会に証人として出頭を求めたいと思います。

繰り返します。この12月16日、月曜日、午後2時に栗田剛一氏を本委員会に証人として出頭を求めたいと思います。いいですね、ここまで。

(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 各位の御意見を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 ないようですので、採決に移ります。

令和元年12月16日、午後2時に栗田剛一氏を証人として本委員会に出頭を求めることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○浅野勝義委員長 挙手全員、賛成全員であります。

よって、そのように決しました。

なお、その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求に関しましては、栗田議員の証言の後、改めて委員の皆様にお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。



○浅野勝義委員長 次回の委員会は、前述しました令和元年12月16日、月曜日、午後2時でございます、に開催したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。



○浅野勝義委員長 次に、議題の(2) その他ですが、何かありますか。

行木委員。

○行木光一委員 資料ですけど、委員に資料はいつごろ。当日だけですか、資料は。

○浅野勝義委員長 何の資料ですか。

○行木光一委員 このですね、栗田議員の発言内容とか。

○浅野勝義委員長 ですから、この後ですね、林副委員長と相談をして、即刻その件については解決を図ります。

○行木光一委員 もう1ついいですか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○行木光一委員 請求しました記録等は当日配付ですか。

○浅野勝義委員長 ちょっと日にちがかかるんですよ。今から議長にこれをお願いすることになると思います。

議長から県ないし市長に対しての記録の提出ということになりますもので、2週間程度かかるかな。大体概略でね。ですから、そのぐらいは見なけりゃいけないかなと思います。

行木委員。

○行木光一委員 その資料に対しては、委員はいつ見られますか。要するに届いてからでしょうけれども。次回の12月16日ですよ……

(「26」と呼ぶ者あり)

○行木光一委員 26か。16だよな。

(「16」「何回も言ってたど、26って」と呼ぶ者あり)

○行木光一委員 16日の委員会のために渡されて見るってこと。要するに。

(「事前に見れねえかってこと」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 具体的に申し上げます。結局県にしても市長にしてもですね、この後おそらく県の関係者、また市長に対しても証人として御出席いただくことになると思います。

そのときまでには事前に、1週間ぐらい前までには委員の皆様にお見せすることができると思います。そのように柔軟な形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

今度の栗田議員を証人喚問することに今なりましたね。尋問することになりました。それについては、県の資料、市長の資料は特に必要な資料ではないというような面もありますので、とにかく本人に発言の内容を確認するのが次回の委員会の役割でしょうから、それに沿って粛々と進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

宮内委員。

○宮内康幸委員 この中にある委員会の尋問方法については、この後また協議会を開催して決めていくということによろしいのでしょうか。確認させてください。

○浅野勝義委員長 はい、お答えします。先ほど協議会の中で申し上げました。きょうの協議会は議事進行上、間に挟みました。

これを次に、事前に行うか、続いてまた中間で行うか、また終わってから行うか。とにかくこれからどんどん協議会の数をふやしてね、みなさんの意見がそのまま反映できるような委員会にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

林副委員長。

○林 明敏委員 副委員長が質問するのはちょっとあれなんですけど、この証人尋問の中の「(2) 栗田議員が本情報を入手した経過」、これもちゃんと聞くということで解釈しているんですね。

○浅野勝義委員長 当然ですね。

○林 明敏委員 わかりました。

○浅野勝義委員長 記載されているような内容は特に、これは確認しなけりゃならないと思

ますので、その辺御理解いただきたいと思います。

ざっくばらんに申し上げます。事前にですね、協議会を開いて、こういうことも聞きたい、ああいうことも聞きたい、お尋ねしたいという点がおそらくあろうかと思えます。それを集約させていただいて、私から質問します。それに補足という形ですね、何かある場合には私が許可をして、その質問内容を確認して、それで質問していただきます。そのような形になろうかと思えますので、よろしく申し上げます。

宮内委員。

○宮内康幸委員 ではそういうわけで、どんなことを尋問したいかということはここ何日か考えて、また協議会を開催していただけるということでよろしいですか。

○浅野勝義委員長 ちょっとつけ加えます。

閉会中ですね、次回の委員会の前の、閉会中ですわ、俗に言うね。この間もみなさんで適切な御意見がありましたら、ぜひ私どものほうにお寄せください。それを参考にさせていただく予定です。つもりです。私ども正副のほうにそれを報じていただければ、それを参考として次の委員会に生かしたいと思えますので、よろしく申し上げます。

石田議長。

○石田勝一議長 先ほど行木委員、宮内委員からお話がありました議事録の提出ですけれども、これは正副委員長で諮った上で当職のほうに要望があれば出すのにやぶさかでない。こういうことを先ほど申し上げましたけれども、これは委員長、あれですか。12月16日、栗田氏の証言の何日くらい前までにそれは決めていただいて、9月26日の栗田発言の内容を記載した議事録を出せばよろしいでしょうか。

○浅野勝義委員長 それについてもですね、この後すぐさま副委員長と相談をさせていただきます。

それで、この件については、さきの9月の最終日の荻谷議員の動議の中で、結局議事録をとめろと、動画もとめろというようなことで動議が成立しました。これを重く受けとめてます。

ですから、そのような形の考慮をしてですね。本来はとめておくべき物を議長のお考えでそれを出すことができるわけですね。議長に対してお願いをしたところでもありますから、この後本日、明日、この一両日には副委員長と相談をして議長のほうにお願いに行くと思います。よろしく申し上げます。

○石田勝一議長 はい、了解いたしました。

○浅野勝義委員長 そのほか、御意見ありませんか。御質問ございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

—————◇—————

○浅野勝義委員長 それでは次に、先ほど協議会で触れました傍聴者の件についてでございます。

これは原則として委員長の判断ということになるわけでございますが、その中でもとりわけ関連する者に関しては、傍聴は許可しないというような形を先ほど申し上げました。そのような考えを申し上げました。

これについて、みなさんの御意見を伺います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

—————◇—————

○浅野勝義委員長 それでは以上で匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための特別委員会を終了いたします。

午後 3時33分 散 会

署 名

令和元年12月3日

委員長 浅野 勝 義